許 可 一 覧

建設業許可

令和5年8月18日　現在

	特 定 建 設 業			種　類
	秋田県知事	令和　5年8月11日～ 令和10年8月10日	（特-5） 第7567号	解体工事業・建築工事業・土木工事業・とび土工工事業

産廃処理業許可

	産業廃棄物 収集運搬業					許可品目														備　考
	都道府県及び政令都市	積替保管	優良認定	許可取得年月日及び有効期限	許可番号	燃え殻	ばいじん	汚泥	がれき類	ガラスくず，コンクリートくず及び陶磁器くず	金属くず	ゴムくず	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	廃石綿	石綿含有産業廃棄物	水銀使用製品産業廃棄物	積替え保管施設の所在地及び面積，許可の条件
収集運搬	秋田市	有	○	平成31年2月9日～ 令和　8年2月8日	08610013527	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	〈積替・保管〉 秋田市上北手古野字深田沢41 1,800㎡
収集運搬	秋田県	無	○	平成31年2月9日～ 令和　8年2月8日	00504013527	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	
特管収集	秋田県	無		令和　4年1月17日～ 令和11年1月16日	00554013527												●			

	産業廃棄物 処分業																			
処分	秋田市		○	平成31年2月9日～ 令和　8年2月8日	08620013527				●	● コンクリートくずに限る										がれき類移動式破砕機含む
処分	秋田県		○	平成31年2月9日～ 令和　8年2月8日	00524013527				●											がれき類移動式破砕機のみ

（株）田村建設